

摂津市議会

総務常任委員会記録

平成24年11月19日

摂津市議会

目 次

総務常任委員会

11月19日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件	1
開会の宣告	2
委員会記録署名委員の指名	2
認定第1号所管分の審査	2
質疑（南野直司委員、上村高義委員）	
認定第4号の審査	14
質疑（藤浦雅彦委員）	
採決	19
閉会の宣告	19

総務常任委員会記録

1. 会議日時

平成24年11月19日(月) 午前10時 開会
午前11時38分 閉会

1. 場所

301会議室

1. 出席委員

委員長	三好義治	副委員長	上村高義	委員	藤浦雅彦
委員	南野直司	委員	三宅秀明	委員	野口博

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正 副市長 小野吉孝
市長公室長兼会計管理者 乾 富治 同室次長 山本和憲
秘書課長 池上 彰 政策推進課長 山口 猛 人事課長 大橋徹之
人権女性政策課長 牛渡長子 同課参事 中村実彦
総務部長 有山 泉 同部次長兼財政課長 北野人士
同部参事兼納税課長 東角泰典 総務課長兼選挙管理委員会事務局長 松方和彦
防災管財課長 西川 聡 情報政策課長 楨納 縁 市民税課長 和田元伸
固定資産税課長 中西利之 工事検査室長 宮木茂実 会計室長 日垣智之
監査委員・公平・固定資産評価審査委員会事務局長 山田雅也
消防長 北居 一 消防本部次長兼消防署長 熊野 誠
同本部参事兼警備課長 樋上繁昭 総務課長 納家浩二 予防課長 橋本雅昭
警防第1課長 堤 仁志 同課参事 木下正雄 警防第2課長 明原 修
同課参事 松田俊也

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 寺本敏彦 同局総括参与 野杵雄三

1. 審査案件(審査順)

認定第1号 平成23年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分
認定第4号 平成23年度摂津市財産区財産特別会計歳入歳出決算認定の件

(午前10時 開会)

○三好義治委員長 ただいまから、総務常任委員会を開会します。

本日の委員会記録署名員は南野委員を指名します。

先日引き続き、認定第1号所管分の審査を行います。

質疑はありませんか。

南野委員。

○南野直司委員 おはようございます。

平成23年度の決算の審査ですけれども、次に反映していただきたいという思いで、これは要望とさせていただこうと思うんですけども、先般も三宅委員のほうから摂津市のホームページ、フェイスブックやツイッター等々も絡めてのお話がありました。摂津市におきましても市のホームページあるいは広報からも市政情報を発信していただいております。近年、インターネットや携帯電話が普及しておりまして、特に高齢者の方もメールを使用するという場面が、よく見受けられております。これは一般質問でもさせていただいたんですけども、消防本部等から火災情報であったり、それから大阪府の安まちメールですか、犯罪情報等々をメールで発信するサービスをしていただいております。

これは何がいいかと言いましたら、迅速に市政の情報を発信できるという意味で、本当にいいなと認識しております。例えば、高齢者の方が徘徊をされたとき等のSOS情報であったり、それからセッピ商品券が完売しましたとか、あるいはインフルエンザ等、雨天で講演会が中止になったとか。そういったことを迅速に市民の方に情報を発信するときに、非常に便利ではないかなというふうに認識しておるところでございます。そういった、これは希望者の方だけ登録いただく

という形で、メールを利用して市からそういった情報を発信できる体制の構築を今後検討していただきたいと思っております。これは要望としておきますので、ぜひまた検討していただくようお願いいたします。

○三好義治委員長 次に、上村委員。

○上村高義委員 五、六点到絞ってお尋ねいたします。国のほうは解散総選挙ということになりまして、非常にもう予測つかない状況になっております。そういった中で、平成23年度決算、摂津市においては1億8,000万円余りの黒字経営ということであります。その大きな要因として、私は人件費の削減と、市たばこ税の収入というのがあるんじゃないかなというふうに思っています。

そういった中で、人件費についてお尋ねいたしますけども、今回の市長選挙の中で、市長が就任当時784名であった職員体制が649名になりましたということによって言ってますし、決算ベースでも平成23年度決算の人件費56億7,000万円ということになっております。この財政収支が黒字ということの大きな要因が人件費削減にあると思うんですけども、これはもう当然、職員の頑張りもありますでしょうし、市長のリーダーシップもあったというふうに私は思っておりますけども、金額的な結果、効果額というのはどういうふうに評価しておるのかということ、やはり職員数が減った中で、みんなが頑張っ、行政サービスを低下しないように頑張ったんだということでもありますけども、やはりそれは金額換算で、このことは幾らになるということで、きちり明確にしないと、それは職員に示すことも必要ですし、市民に示すことも必要だと思っておりますから、そういう成果、結果というものをどう捉えている

のかということをお聞かせいただければと思っています。

それと、2点目のやっぱりこの黒字経営になった一つの大きな要因が市たばこ税であります。平成23年度は18億9,000万円でありましたが、これも職員の頑張りによって、たばこ税というので着眼して、導入をされたということで、非常にこれは大きな成果でもありますし、やはりこのことは、これ職員の皆さんにご苦労さんと言いたいですし、平成24年度はどうかという非常に危惧、今回、誰も今まで委員質問されていませんので、平成24年度はどのような方向になつとるかということをお聞かせをいただきたいと思います。

3点目、権限移譲についてお尋ねします。地方分権、地域主権ということで、さまざまな権限移譲が大阪府からきておりますし、平成23年度は先般、答弁の中にありましたように三十何件が権限委譲されてきて、その交付金が3,785万円であったということでもあります。最近のその権限移譲、平成24年4月ベースで大阪府から権限移譲済みという項目が16項目ほどあるわけですが、摂津市のホームページで政策推進課の情報公開のデータベースを見ますと、これは平成19年度の権限移譲の状態がオープンされておるんですけども、刻々と変化していますので、平成23年度は3,785万円の大阪府の交付金があったけども、平成24年度の権限移譲について、どのような取り組みをされているのか。お聞かせをいただきたいと思います。

それと、収納事務についてお尋ねします。予算審議の中でも、収納事務について質問しておりますが、そのときは過去のデータ等々の分析しながら質問をさせていただきました。今回、事務報告書の

75ページに督促状1万8,380件、催告書3,548件、特催告7,866件と記載されております。先般の同僚委員の中でコールセンターによる成果という3,000万円ほどあったということでもありますけども、この督促状、催告書、督促告という流れがあるんですけども、これはどういう流れになっているかということと、おのおのの督促状による効果、催告書による効果、督促告による効果、金額というのはどう把握をされているのかということをお聞かせいただきたい。また、事務報告書で前年は市税消込処理状況というのを報告されておるんですけども、平成24年度この項目が消えているんですけども、これはどういう意味なのか。もう必要ないから多分削ったと思うんですけども、それはまず市税消込処理状況がどういう中身なのかということと、なぜ今年度は載っていないのかということについてお聞かせをいただきたいと思います。

次に、指定管理者制度についてお尋ねします。決算概要の54ページに指定管理者制度ということで載っていますけども、平成23年度の指定管理の総額はということで、予算と実績はどうかということでお尋ねします。総額51億円ぐらいが3年間で、平成23年度は単年度で16億6,400万円の予算になっていますけど、その実績は幾らかということです。

それと、指定管理者制度等のあり方検討委員会の提言書が平成24年7月に出されています。この中で、今後に向けての方針ということで、12の方針が示されていますよね。その中で、これからの指定管理者については、あくまでも随意契約じゃなく競争にしていくなという流れと、指定管理にふさわしいかどうか

か再吟味する等々、いろいろな項目が書かれております。その中で、今後市がやるべきということで、9番目に市の施設所管部署によりモニタリング・評価を実施するというふうに書いていますが、この動きはどうなっているのかということをお尋ねいたします。

それと、それも含めて、次年度で、この指針から見て現状の指定管理者について、どういう評価をされているのか、全部がマルなのか、バツなのか、三角なのか、どういうふうに総合的に評価されているのかということと、総括的にこの指定管理制度の検討委員会の提言というものの考え方、検討結果についてお聞かせいただきたいと思っています。

6点目ですけれども、専門能力開発向上事業ということで、先ほどの人件費の削減あるいは指定管理者等々も関連するんですけれども、先般、市民課の窓口業務を外部委託するという事で債務負担行為を組んでおりますけれども、そこでもいろんな議論ありました。やはり職員の専門能力を磨く、生かすということで、この専門能力開発向上というのがあると思うんですけれども、この専門能力開発向上事業の目指す方向を、どういう方針を持って専門能力開発向上事業をしようとしているのか。そこについて考え方をお聞かせいただきたいと思っていますし、事務報告書を見る限りでは、なかなかその方向が見えてきていないので、一度その考えをお聞かせいただきたいと思っています。

それと、自主防災事業についてです。事務報告書の45ページに初めて自主防災訓練の結果が報告されました。私もこの委員会で何回か各地区が取り組んでいる自主防災の訓練結果を公表すべきだということで言ってまいりました。今回、

初めて各自治会が取り組んだ訓練結果が、一覧表になって出ております。非常に参考になりますし、よそのところがこういう訓練やっとなるんだなというのが明白にわかりますし、非常にこれは高く評価をいたします。ついては、本当はもっともっとドキュメントを、細かいやつも残して、各自治会が訓練計画書そのものを提出してもらって、それをドキュメントで残して、ファイリングしておけばすばらしい財産になると思うんです。そういう意味でオープンにして、そしてほかの自治会が見せてくれと言うたらちゃんと見せて参考にしていくというような取り組みを、ぜひしていただきたいと思っています。そのことは要望としておきます。

○三好義治委員長 答弁を求めます。

人件費の関連について、大橋課長。

○大橋人事課長 人件費と、専門能力開発向上研修の事業の点についてご答弁申し上げます。

まず人件費でございますけれども、本会議で公室長から答弁がありましたように、定員の管理という部分については、非常に大きな財政支出のコントロールの側面があるということで認識をしております。

今お問い合わせがありました平成16年784名で、平成24年度4月で649名になるんですけれども平成23年度決算ベースで言いますと、平成23年度年度末で659名という数字になります。この差が125名で、正規職員で125名の純減ということになっておるんですけれども、この数字につきましては、56億円という決算の数字も今お話があったんですけれども、もう少しその数字について、その効果がきちりとわかるような部分で、市長、副市長並びに議会議員の皆様の部分を除いた数字で効果のほうを説明

させていただきます。

平成16年度決算と平成23年度決算の単純比較でいいますと、15億4,800万円程度の削減ということになります。これを前年度の、対前年度比の効果額が後年度積み上がるということでの積算をいたしますと、この間、約58億1,600万円の削減効果ということになります。ただ、この数字には退職手当は除いておりますし、人勧等の絡みになるんですけれども、ボーナスでいいますと4.5か月ほどあったものが3.95か月になっておりますし、当然給与のマイナス勧告ということもございます。それと本市で言うと、大きい部分では調整手当の10%の部分が6%に、マイナス4%という部分がありますし、その他の各種の手当の見直しということも含めて、今の58億1,600万円ということになります。これだけ大きな効果額、正規職員の部分なんですけれども、これだけの中で対応しておると、当然職員はそれなりに頑張っていていただいているという認識をしておりますけれども、これについては委託、民間へのアウトソーシングの部分であったりということが非常に大きいというふうに考えております。

今後この定数の管理につきましては、アウトソーシング等を活用しながら、金額の効果을求めていきたいと。もちろんサービスの低下がないように、その手法については考えながら進めてまいりたいというふうに考えております。

それと、専門能力開発向上事業の目指す方向性ということですが、この専門能力開発向上事業については、各職場ごとに求められる専門的な能力向上の観点から各種の研修に、基本的には派遣という形で行っております。事務報告書の20ページのほうに内容がござい

が、市役所の業務そのものが非常に多岐にわたっておりますので、下水道、保育所、幼稚園、人権の問題であったり、監査の問題であったり、税の問題と、非常に多岐にわたっております。下水道の部分につきましても、その時々で、例えば消費税の改定等があれば、それによって派遣しなければならない研修も出てきますし、非常にその時代、時代でもその項目ごとに必要なテーマというか、必要な知識というか、そういうものが変わってくるということがございます。

よく言われるスペシャリスト、ジェネラリストの話があるんですけれども、この部分でいいますと、ある意味、この専門性ということでのスペシャリスタな部分を求める研修になるのかなと。ジェネラリストの部分については、先の委員会でもご答弁させていただきました。創造的人材育成事業のところの観点になるのかなというふうに思っております。ですから、このあたりについては、ある意味スペシャリストの観点で、それを派遣して職場のほうに持ち帰っていただいて、それを情報共有するという形での制度といたしますか、スキルといたしますか、そういうものを上げていくということで考えております。

○三好義治委員長 和田課長。

○和田市民税課長 2点目のご質問の市たばこ税の収納状況についてでございますが、平成24年度につきましても、前年度同様の需要が継続するものと見込みまして、前年度と同額の7億8,000万円を当初予算に計上いたしました。10月末時点の収納状況でございますけれども、月ごとの変動がございしますが、当初予算計上並みの納付状況が続いております。具体的に申しますと、7か月を経過した時点で4億2,000万円の収納

でございます。

○三好義治委員長 平成24年度のたばこ税の見込みについての質問もありますので、関連しての答弁求めます。

○和田市民税課長 現時点では、予算計上額とおりの納付が続いておるということでございます。

○三好義治委員長 次に、権限移譲について、山口課長。

○山口政策推進課長 それでは権限移譲ということでお答えします。

権限移譲につきましては、大阪府からの特例市並みの権限移譲の部分と、去年4月に第一次分権一括法案と、それと8月30日に第二次の分の分権の一括法案が通っております。法律による権限移譲と大阪府からの権限移譲の二つございまして、まずは平成23年度決算で権限移譲推進特別交付金ということで3,785万円を収納いたしておりますけれども、こちらにつきましては、大阪府の大阪版特例市並権限移譲の平成23年度に大阪府から事務処理特例条例を制定されまして、34項目受け入れたものにかかる部分が3,785万円というふうになってございます。

それから、平成24年度の権限移譲の状況、取り組み状況はどうかというご質問でございましたけれども、平成24年度につきましては、大阪府からの事務処理特例条例による権限移譲の項目は13項目ということになっております。この分につきましては、当初予算で1,400万円余りの権限移譲推進特別交付金というものを計上させていただいております。この中で、当初は13項目だったんですけれども、1項目ふえまして、これが消防にかかります高圧ガスの関係の事務でございまして、それで一つ足して14項目ということになったんでございますけ

れども、先ほど申しました去年8月に成立しました分権の二次の一括法案の中で、墓地にかかる営業許可でありますとか、そういうふうな事務が、これは法定事務として市のほうにおいてまいりましたので、府の権限移譲ではなく、法律によって都道府県の権限が市においてきたということでございますので、この分については大阪府の14項目から一つ減らして13項目ということでございます。

それと、この平成24年4月1日付で、去年のその二次の一括法案の中で、市の権限とされた項目が、平成24年4月1日付で38事務、それから平成25年4月においてくる事務が3事務でございます。もちろんこの部分につきましては、過去に大阪府からパッケージ移譲、先ほどご質問の中で触れられましたけれども、平成21年度以前にパッケージ移譲を受けてきた事務なんかも含まれておまして、そちらの分とのダブリがございまして、

それから、来年度受ける事務が3事務でございますので、この事務につきましては、今研修を受けたりとかしながら準備を進めておるという状況にございます。

この平成24年度以降に受ける事務のうち、法律による権限移譲の項目につきましては、大阪府からの権限移譲につきましては、ちょっとお断りした項目でございます、社会福祉法人の設立認可、定款の認可事務でございますとか、あと環境にかかわる基準の設定事務、これなんかは平成24年4月においておりますので、実際にもう事務をとり行っているものも多数ございます。

続きまして、指定管理のことで4点ほどご質問いただいております。そのうちで、平成23年度の指定管理にかかる予算総額と、その決算の状況はいかなものかというご質問なんですけれども、

申しわけございません。この分につきまして、まだ平成23年度の決算の分の総額でのちょっとまとめの部分、まだできておりませんで、この分につきましては、過去に平成23年の第1回定例会、それから去年の決算の委員会の場で上村委員のほうから予算書、決算書の中で指定管理にかかる部分が非常に読み取りにくいということがございましたので、平成24年度の当初予算から各委託料の項目の中で指定管理にかかるものと、そうでないものわかるような形で、指定管理にかかわるものについては括弧書きで指定管理と入れさせてはいただいておりますけれども、何分済みません、この平成23年度の決算書については、まだその形ができておりません。今後、そういうわかりやすい表記ということで、財政課、会計室とも協議をしてまいりたいと思っております。今出ておりますのは、平成18年度から平成22年度までの総額の限度額74億3,996万円に対して、決算が66億2,859万6,000円という、この第1期の指定管理にかかる総額の部分だけでございまして、この部分でいいましたら、約8億円の不用額と申しますか、限度額よりも下回った形で執行をしておるといふ状況でございます。平成23年度の状況の資料につきましては、でき次第、委員の皆様にご提示させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それから、指定管理にかかります2点目、提言書にありましたモニタリングの動き、これはどうなっているのかというふうなご質問でございました。このモニタリングにつきましては、もちろん最低限、指定管理者がセルフモニタリング、それから我々行政のほうで、仕様書に基づいて業務がなされているかどうかとい

うことを観点として、モニタリングをすると。それとことしなんかでございましたら、例えば福祉制度でありましたら、第三者評価システムというのが、これ大阪府のほうにおいて、もう構築されておりますので、そちらの活用なんていうことも働きかけていきたいというふうに考えております。いずれにしても、このモニタリングというのは、やはりやりっ放しではなくて、その結果どうであったかということをしかりと評価、検証をして、次に生かすということからも非常に大事なところだと思っておりますので、今後出させていただきます指針においても、このあたりは重視してまいりたいというふうに思っております。

それから、現状の指定管理者の評価は、ということなのですが、これは各施設の所管、指定管理の所管のほうで行政としての評価をしております。その分につきましては、指定管理者の皆さんの平成23年度以前の業務執行の状況につきましては、こちらの要求水準はクリアしているというふうに考えております。ただ、その部分が全てにわたって最適かどうかということにつきましては、やはり今後、もう少し検証しながら、指定管理者の方々につきましても、いろんな他社の、同業他社といったらちょっとおかしいんですけども、状況を見ていただいて、もう少し自分たちの業務がどうであったのかということもしっかり見ていただく必要があるのかなというふうに思っております。

それから、検討委員会の結果ということでございます。この7月に提言書をいただいております。これは指定管理に関する部分と、あと外郭団体として、今後どうあるべきかということについて、提言

をいただいております。これを受けまして、今内部の検討会議を施設所管課と一緒にやっておるところなんですけれども、今現在、ちょっとまだ指針のリリースまでは至っておりませんが、この提言の内容を踏まえまして、ちょっとデリケートな問題等も内包しているということもございますけれども、来年の夏には仕様書なり、公募の場合につきましては募集要領等が、もうでき上がっていないという状況でございますので、そこから逆算しましても、早々にその指定管理の指針、第二次の改訂版ですけども、こちらのほうについては、ご提示できるように内部の検討委員会のほうでしっかりと詰めてまいりたい。このように考えております。

○三好義治委員長 次、東角部参事。

○東角総務部参事 督促状の流れ、それから督・催告についての効果、それから消し込みの処理状況について、どういう実態ですかというご質問の3点についてお答え申し上げます。

1点目の督・催告の流れでございますが、地方税法におきましては、督促につきましては、納期限を過ぎて20日以内となっておりますが、市条例の改正によりまして、督促状につきましては50日以内というように緩和されております。したがって、納期限を過ぎますとそれから50日以内に督促状を、まず発送するものでございます。

それから、次に督促状が出ますとコールセンターのほうから、「お忘れではないですか」というようなお電話を差し上げてさせていただきます。それで納付相談に来られますと、そこからお支払いというようなことになりまして、その後、納付相談に来られないというようなことになりまして、次に現年度分につい

ての催告書を、これも固定資産税であれば4期ございますし、それから市民税についても4期ございますし、軽自動車税については1期でございますが、そのような形で督促を出した後、催告も出してあります。

それから、またコールセンターから何度かお電話があって、来庁要請をさせていただいて、土曜の納付相談日であるとか、夜間の電話とかを差し上げて、そして次に翌年度の滞納繰越分というような形で、また同じく催告書を発送して、同じく来庁要請、土曜納付相談、夜間電話などを行っていくような流れになっております。

それから、督・催告状の効果について、どのような効果がありますかというご質問でございますが、1,000円単位でしか、粗い集計はできていないのですが、督促状で納付されている方は、もちろん現年で督促状を出して払っていただいている方ですが、1億1,484万2,000円となっております。それから、その後、催告で納付されている方は1,883万7,000円となっており、督・催告状を出しただけでお支払いいただいている方は、合計で1億3,367万9,000円となっております。したがって、納期内納付で納めておられない方の、つまりその残りの収納額については、職員のほう、あるいはコールセンターなりの勧奨により、あるいは納付相談により入金をいただいている状況でございます。

3点目の市税の消込処理状況の書類についてでございますが、平成23年度の機構改革に合わせて、平成23年度は未掲載となったものでございまして、内容につきましては、銀行へ行かれて納付されるもの、それから口座振替によって納

付されているもの、それから納税課あるいは会計のほうにお越しになって納付されているもの、の全ての件数でございます。この中には分納の件数も含まれますので、実際の金額は非常に大切なものですが、件数そのものについてはいろいろなものが混ざっておりまして、平成23年度の機構改革の時点で未掲載となったものがございます。

○三好義治委員長 上村委員。

○上村高義委員 それでは、2回目の質問させていただきます。

まず人件費についてですけども、7年間で58億1,650万円の削減金額であるということでもあります。すごい金額だというふうに認識していますし、これはやっぱり職員の頑張りというか、人が減っていく中で、それをみんなでカバーし合って行政サービスを落とさないように取り組んだということでもありますし、それを民生費で社会保障費が伸びていく中で、やっぱりそれにあてていくための職員の頑張りやないかなと思っています。やはりこういうことはきちり公開して、職員みずから公開できないんで、我々がそれは公開すべきだと思いますけども、市民の皆さんにお知らせして、こういった取り組みをしているんだということを、一つの数字ということであるんじゃないかなと思っていますんで、非常に感謝をしたいと思っています。

今後も職員数を減らすというか、また平成24年度も何名か減っていくと思うんですけども、やっぱり権限移譲等々も、仕事はたくさん来るわけですよ、人は減っていく。そういった中で、やはり専門能力という政策が非常に重要になってくると思うんです。だから、能力を上げていくという取り組みが必要になってくるんで、そういった中で、専門能力を高めて

いくということがつながってくるんじゃないかと思っていますし、そういった意味では専門能力向上について、今の事務報告書にある専門能力の訓練だけでは、対応しきれないんじゃないかなと思っています。そういったことも改めて取り組むように、これは要望としておきます。

それと、市たばこ税ですけども、これは市民税課のほうからお答えいただきました。平成24年度についても、7億数千万円ぐらいで推移していますということでもあります。これは企業誘致に伴うたばこ税があったわけですけども、この取り組みについてはどうなのかなということで、何にもしていないのか、若干の交渉はされているのか、そこら辺も含めてお答えをいただきたいと思います。

それと権限移譲ですけども、平成24年度13項目で1,400万円はもらう予定にしていますということでもありますけども、平成24年4月には38項目が権限委譲されてきたということでもあります。非常に気になるのは、権限移譲済みの中で、環境にかかわることで騒音規制法にかかわる規制基準設定事務とか、振動規制法にかかわる規制基準事務とか、悪臭防止にかかわる規制基準設定事務とか、騒音に関する環境基準の地域類型の指定とか、等々があるんですけども、こういったことがちゃんと実行されているのかということ非常に思うんです。ここの仕事の進捗度合いというのは、権限委譲されて、ちゃんと所管課がそのとおり仕事をしているかということのチェックはされているのかということと、されていますということであればそれでいいですし、問題ないということなら問題ないでいいんですけども、そこら辺のチェック度合いはどうなのかなということで、再度お答え願います。

収納事務につきましては、今、効果金額もきっちり報告されましたけども、これは効果金額を事務報告に載せられないのか。我々議員はやはり皆さんが一生懸命収納事務に取り組んで、督促状、催告書、督促告の仕事されているわけですけども、件数は事務報告書に載っていますけども、そのやった結果の効果金額というのが載っていないので、これは情報公開できないのか、そんなことはないと思っていますんで、やはりそういう金額もきっちり示す必要があると思うんですけども、その辺の考えはどうなのでしょう。

それと指定管理者についてですけども、平成23年度決算についての総額の予算と実績、評価はまだできていませんということでありました。これは後ほどちゃんと報告するということではありましたんで、ぜひお願いしたいと思っています。

それと先般、提言書が出されて12の指針を示されておりまして、その評価をしていくということでありました。やはり評価した結果を我々議員に示すべきだと思うんです。そうじゃないと全て信用してお任せしてもいいんですけども、やはり我々もチェックして、本当にそのことが市民から見て大丈夫なのか、市民から満足されている施設運営をされているのかのチェックをしないと、それにはやっぱり我々にも公表してもらって、それで市民の意見を反映していくということにつながるとお思いますので、そこについての考えをお聞かせいただきたい。

先ほど聞くの忘れたんですけども、この指定管理者制度を検討する段階で、社会福祉協議会のヒアリングをされていますよね、現地視察等々もされています。社会福祉協議会は指定管理項目がないのに、なぜそのヒアリングをされたのか。私も社会福祉協議会を指定管理してもい

いと思うんですけども、それができない理由があると思うんです。どういう根拠でヒアリングされたのかということ。あと公民館とか、コミュニティプラザとか、地域福祉活動支援センター、地域包括支援センター等々、新しい施設でき上がってきておるんですけども、そこらについての指定管理については、どういうお考えを持っているのか。きのうコミプラで環境フェアというイベントがあったんですけども、あそこ9時からなんですけども、準備するために8時から入りたいんと要請しても、だめですと、ぎりぎり譲っても8時半ですと、こう言われるんです。一応、開会式が10時なんで、それに合わせてみんな必死でやるんですけども、ふつう民間であれば、10時からイベントがあるとなったら、8時からオープンして、使っていただくというような取り組みをすると思うんです。

そこが若干、だから公というものの縛りかなと思っています。公のルールがありますから、公のルールに従うんですけども、管理者は。しかし、そういうことではやっぱり市民サービスの向上にはつながらないと思っています。いろんなグラウンドも、スポーツ施設も管理されていますけども、あいてる、使っていない時間が結構あるんです。本来は使っていただくようにセールス、営業に出かけたりをするんですけど、そういった取り組みも本来はすべきであると思っていますんで、新規に公民館という名前がだめなのか。コミプラであれば当然、指定管理してもいいはずなんですけども、そこら辺の考えはどうなのかということをお聞かせいただきたいと思っています。

○三好義治委員長 山本次長。

○山本市長公室次長 市たばこ税に関する

るご質問と指定管理に関するご質問についてご答弁をさせていただきます。

たばこ税に関しましては、地方税法の改正がございましたので、前企業誘致条例については、その部分を改正をさせていただきました。そして、現在、企業立地条例というものに変更させていただいたという状況でございます。政策担当といたしましては、何らかの形で企業立地、企業誘致に対して、市税に反映できるものはないかということ进行研究しているというような状況でございます。

次に、指定管理についてでございますけれども、まず評価結果を公表すべきということでございますけれども、現時点、担当それぞれにおいてモニタリングなり、自己評価をしているような状況でございます。指針について、現在、暫定的な指針として平成25年度までの指針を策定させていただき、平成26年度以降の指針について、今精査している状況でございますので、統一的な指針ができた段階には、当然ながら今ご指摘がありましたように、情報開示はしていくべきであろうというふうに考えております。

社会福祉協議会についてのヒアリングでございますけれども、社会福祉協議会におかれましては、指定管理者となっておられませんが、立ち上げました検討委員会につきまして、指定管理者制度と外郭団体のあり方についてご検討いただき、提言をいただくというような役割で検討委員会のほうを立ち上げさせていただきましたので、外郭団体のあり方について、やはり社会福祉協議会も一部、外郭団体的なところがございますので、そういう意味合いから社会福祉協議会につきましてもヒアリングをさせていただいたということでございます。

次に、新たな指定管理者制度の導入に

ついてでございますけれども、当然、行財政改革実施計画の中にも、指定管理者制度の拡大というテーマがございます。今後、財政状況がより厳しくなっていくというような状況もございますので、そのあたりは視野に入れながら、指針のほうを策定していきたいというふうに思っております。

○三好義治委員長 暫時休憩します。

(午前10時49分 休憩)

(午前10時53分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

続いて答弁を求めていきます。

山口課長。

○山口政策推進課長 上村委員の2回目のご質問にお答えいたします。

権限移譲の関係でございます、その中で、環境関係の部分が騒音規制法、それから振動規制法、それから悪臭防止法及び、これ環境基本法であったと思うんですけど四つございます。おのおの騒音、振動、悪臭に係る規制地域というんですけれども、これは今まで大阪府の事務でございましたから、大阪府のほうが摂津市というのを、一つの規制地域として、いろんな環境基準、騒音の基準はこうですよとか、振動の基準はこうです、悪臭はこうですというようなことをやったんですが、この分は、この4月から市のほうで独自に地域性も考慮して、この規制を、基準をつくるということになりました。この分について、うちの環境のほうでどうやっているのか。しっかりチェックできているのかということであろうかと思いますが、私のほうで実際の事務のやり方等については承知しておりませんが、権限移譲を受けて、その後どうですかというようなことは重々聞いておりますので、そこから言いますと、平成24年4月に規制地域として摂津市域

を全域指定しておると、これは指定しなければならないということですので、その分につきましては、法律どおりきっちりしておると、中で環境の基準値の設定です。これについては今まで大阪府が設定してきましたが、その規制値をなかなかプラス独自の部分というのは、まだすぐにできませんので、今までの大阪府による規制値ということでもって、摂津市の基準としておるといようなことを聞いております。

それから、全てについてはわからないんですけれども、私の知り得るべき範囲の中で言いますと、例えば悪臭防止法の関係で言いましたら22項目ほど規制物質があるようで、物質ごとに、例えば0点何PPMであるとか、そういうような形で基準値を設定するというのが基本のようでございます。そのほか、このごろいろいろ複合臭とかの問題もあるようでございまして、原則にかえて、指数というふうなこともできるということですが、このあたりは実際の環境行政の中で、市の事務ということでございますので、原則の物質的な規制ということを基本としながら、プラスが必要な場合については、市の判断によって、裁量によっていろんな状況を見ながら、別の規制の方法も取り入れることができるというふうには聞いております。

○三好義治委員長 上村委員。

○上村高義委員 まず権限移譲のほうから先に言いますけれども、いろんな事務がこれから来てますんで、それはやっぱり進捗状況というのはきっちりチェックして、要は市民に対して、ちゃんと迷惑がかからないようにしておくというのが基本なんで、権限が移譲されたけども、市のほうが対応していなかったということがないように、きっちり進捗状況をチェッ

クするということと。政策推進課からのお知らせという、あの項目の中に、やはり権限移譲についての最新版をぜひ載せていただいて、我々にもきっちりチェックできるようにしていただきたいということを要望しておきます。

それと人件費削減については、先ほど私はそういう58億円ということについて、非常に評価していますということでありましたし、このことはきっちり市民に知らせていくということが重要であると思っていますけども、副市長として、このことをどう捉えているのか、きっちりやっぱり職員の皆さんに評価してあげないと、私が評価するより、やっぱり上司が評価してあげないと、という気持ちがあるんですけども、それは常々、どういう形で示されておるのかということをお聞かせください。

たばこ税については、これぐらいにしていますますが、ぜひ、市たばこ税については、摂津市の財政の安定化のために今まで取り組んできた経過がありますんで、今後もぜひ精力的に取り組んでいただきたいということを要望しておきます。

○三好義治委員長 副市長答弁の前に、その委員長として、今の上村委員から人件費の正規職員の質問があって、それに答えていただいたんですけど、実際、平成16年度から平成24年度までの非常勤職員の伸び率も非常に高くなっているんです。正規職員だけ捉えての金額というのは、非常に誤解を招く恐れがあるので、現在、正規職員と非常勤職員を含めると1,124名になっているんです。その関係での人件費総額、物件費含めて、今の変動がどうなっているかというのは答弁できますか。正規職員の人件費だけを見ていくと、相当誤解を招く恐れがあるんで。大橋課長。

○大橋人事課長 人件費の部分で、非正規、非常勤、臨時職員の観点も合わせての答弁をさせていただきたいと思います。

この比率なんですけれども、平成16年度で申し上げますと、正規職員の割合が76.7%に対して、非正規職員の割合が23.3%ということでした。平成24年4月の最新数字で言いますと、正規職員が61.9%で、非正規職員が38.1%と、この数字だけを見ますと、正規職員を削減する中で、非正規の雇用がふえてきたということは否めないということでは考えております。

この非正規職員の賃金の部分で見ますと、平成16年度決算ベースで約3億9,900万円程度なんですけれども、この平成23年度決算ベースで言いますと約7億2,800万円程度と、下がって、約3億2,900万円程度増加しているということで、この比較だけで言いますと、そういうことになります。ですから、非正規職員の非常勤、臨時職員の単価というのは、条例、規則等で定められた単価になっておりますから、その部分での効果、影響額というのは小さくなってまいります。

今後は、この割合というものを、この割合が適正なのかどうかというのは非常に難しいんですけれども、今以上に非正規の方の割合をふやすということは余り適切ではないのではないかとこのように考えております。したがって、今後の定員管理におきましては、当然、正規職員の数というものは削減の方向で考えていかなければならないというふうに思っておりますが、これにあわせて、非正規職員で担っていただく方の事務そのものについても、そのあり方というものを見直すというか、チェックするというか、そういうことが必要になってくると

いうふうには考えております。

○三好義治委員長 それでは副市長、正規職員や非正規職員ということも含めて答弁をお願いします。

○小野副市長 給与費総額につきましては、確か平成11年ぐらいが退職手当を入れて84億円ぐらい持ってたと思うんです。それで、職員に対するありがたい言葉をいただいているんですが、給与総額は当然ながら、その給与に支払う定数といいますが、実員と給与水準、この二つに連動するわけなんです。中期財政見通しでは、平成30年度において大体610名と見ておると思います。なおかつ今、649名となっておりますが、約40名減をします。これは現業職の不補充を続けてまいるということなんです、基本はそうなんです。過日の民生常任委員会でも、生活保護の問題なり、福祉関係職員を今後どうするんだということを大きく問われました。それで私は今後における分については、森山市長が2期で続けてまいりました、一般行政職6割補充、それから現業職員は基本的に不補充ということですが、とりわけ民でいけるものは民でいきたいということは、もう何も変わっておりません。

ただ、今後における問題というのは、本会議で言われましたように、あの東日本大震災が発災して、建築技術職はいかにとか、工事検査室はどうだ、生活保護はどうだと言われました。私は、これからの中身というのは、もう一度、具体的に所管における正規職員と、その中の一般行政職と技術職、社会福祉士であるとか、看護師、保健師も入りますが、そういったものを一度積み上げてみて、それで具体的にどうするかということの議論をすべき時期にきているということで、過日その指示はいたしました。

方針は方針として、積み上げていく中でどうするかと。私は、一つ思いますのは、今後正規の期限付任用も考えざるを得ないと思います。いわゆる行政パートナーだけじゃなくて、その間だけ非常に、例えば生活保護を考えてみましたら、その間にふえる、国の制度がどうなるかわかりません。そういうことになりますと20歳で採用して65歳まで採用ができるかと考えますと、地方公務員法上の任用となる、この期限付正規採用ということも、私は一つ視野に入れながら、市民の方々に安心してもらえる行政を遂行するためには、いわゆるそういう行政パートナー、正職、技術職なりの一般行政職、それらを総合的に見て、一定の取り組みをしたいというのが、今の基本的な考え方でございます。

それから、給与水準の問題につきましては、先ほど人事課長が言いました地域手当が6%になっておりまして、平成22年度を見ましても、北摂で吹田が12%、高槻12%、箕面が12%であります。北摂のあとの3市が10%であります。摂津が6%であります。このときに、本給に対して地域手当が動きますから、そうしますと隣のところの吹田市のラスパイレース指数と地域手当を合わせまして113、摂津市が104.3でありますから、ここでもう8ポイントの差がついておるといことがあります。これは、やはり職員の給与というのは減らすということだけじゃなくて、今回、国は東日本大震災で、来年まで続けるといっている給与削減をしなければ、地方交付税に影響させるいうことを打ち出しました。

私は過去から言っているんですけど、摂津市はこういう実態がありますから、余り華々しく、その北摂の中で1番に出るとか、府下に1番に出るとかというこ

とは私はやめるべきであるという、それをやるのであれば少なくとも北摂の三島筋、池田、豊中、箕面の状況を見た上で、どうしても考えなきゃならないときにはラスパイレース指数がそれだけ上がりますから、他市が減らしますと減ってまいりますから、この中でもご存じのように、摂津がラスパイレース指数は決して高いわけではございません、この数字見ますと。だから、そういうことを職員も頑張ってくれていると、だからあまり一つの事例として申し上げますのは、そういうことについては慎重に扱いをすべきと。やるなと言っていない、やるなと言っていないんですが、慎重に扱って、十分状況を見た上で、やるときはやらなきゃならないんですけども、そういうことを注視するようにということが今、市長、副市長から指示出している部分でございまして、そういうことでご理解を賜りたいというふうに思います。

○三好義治委員長 質疑ありませんか。

以上で、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時 8分 休憩)

(午前11時10分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

認定第4号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 まず最初に、摂津市はこの財産区財産の財産収入から2割をそれぞれ諸経費として市に繰り入れをしていますけども、この2割というのは聞きますと、1割5分となっているところもありますし、1割としているところもあります。なぜ2割なのか、法的根拠も含めて一度説明をお願いしたいと思います。

それから財産収入につきましては、味舌上財産区の方で、二つの会社から貸付収入でもらっているのはよくわかっているんですけども、諸収入で、これは銀行の利子等が入っていると思いますが、このところを詳しく、銀行利子以外にどんなものがあるのかというのについてもご説明いただきたいと思います。

それから、財産収入の件で、これも貸し付けをしておりますけども、管理をしている摂津市として、この貸し付けに関連をして、どのようなかわり方をされているのか。貸付料の交渉なども何年かごとにはあるというふうに聞き及んでいますけども、その辺も一度、ご説明いただきたいと思います。

○三好義治委員長 西川課長。

○西川防災管財課長 まず1点目の収財産区の収入のうち2割を市のほうに繰り入れているということで、その根拠について答弁させていただきます。

財産区の収入は従来から、一定地区の利益と全体の利益が最大限、合致し他の地区と均衡を逸しないことから、市町村の一体性を確保するため、地方自治法の趣旨に反しないように、市では補助金交付規程にのっとって、その20%を一般会計に繰入金として市の歳入として、残り80%については当該地区の事業補助に充当しております。他市ではおっしゃるように、茨木市、高槻市、豊中市では20%、吹田市では10%を繰り入れしております。これは補助金交付規程にのっとって行っております。

続きまして、諸収入につきましてご説明させていただきます。

財産区のそれぞれの預金のほうから、各金融機関に預け入れを行っております。まず財産区、近畿労働金庫のほうに、味舌上から1,000万円、それから小

坪井から1,000万円、太中1,000万円、乙辻が1,000万円、計4,000万円につきまして近畿労働金庫のほうに預け入れを行っております。期間としましては平成22年10月22日から平成23年10月24日、利率は0.12%で、利息額として4万8,260円となっております。

続きまして、小坪井、それから太中、乙辻につきましては、各1,000万円を預金としまして、3,000万円、北大阪農協のほうに預け入れを行っております。利率のほうは0.04%、利息が1万2,030円でございます。期間につきましては平成23年3月1日から平成24年3月1日でございます。

それから、味舌上財産区から近畿大阪銀行に1,471万2,000円の預け入れを行っております。利率が0.12%、利息額が1万7,702円でございます。期間のほうは平成23年3月1日から平成24年3月1日でございます。

そのほかに、摂津市土地開発公社に、前半としまして、味舌上財産区から4億900万円、期間が平成23年3月31日から平成23年9月30日、利率が0.10%、それから小坪井のほうから2億4,000万円、平成23年3月31日から平成23年9月30日、それから太中のほうが1億9,000万円で、平成23年3月31日から平成23年9月30日、乙辻のほうから2億3,000万円で、同じく期間は同じ期間でございます。利息額が53万5,963円となっております。また別途、土地開発公社に、味舌上財産区から8,000万円、小坪井から2,000万円、それから太中から2,000万円、乙辻から4,000万円で、計1億6,000万円に対しまして、期間が平成23年4月15日から

平成23年9月30日ということで、利率が0.1%、利息が7万3,641円となっております。

後期としまして、味舌上財産区のほうから4億9,900万円、小坪井のほうは2億6,000万円、それから太中のほうは2億1,000万円、乙辻のほうは2億7,000万円で、計12億3,900万円を平成23年9月30日から平成24年3月31日まで、利率が0.1%、利息額が61万7,801円となっております。以上が、預入金の内容でございます。

続きまして、財産収入の貸付金につきましてご説明申し上げます。味舌上財産区にございます財産のうち、物件としまして、千里丘6丁目668番の5、イズミヤ駐車場のほうにございます土地の貸し付けを行っております。また、同じく千里丘6丁目689番の土地につきましては、岡本銘木駐車場に貸し付けを行っております。また同じく、物件としまして、もう1物件6丁目の689番につきましては、イズミヤのほうの従業員の駐車場として貸し付けを行っております。

賃借料につきましては、定期的に見直しを行っております。平成元年、それから平成3年、それから平成6年、平成10年に賃借料については見直しを行っております。

○三好義治委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 財産収入のことは、どう市がかかわっていますかということをお聞きをしたのです。要は、間に入ってその交渉のときにかかわっているとか、そういう答弁があるのかなということで思っていたんですけども、もう一回そのところは答弁していただきたいと思っております。

それから、先ほどの貸付先が、土地開

発公社ということに多額の貸し付けになっていますが、恐らく、それはいろんな形で財政的に流用されたりして、一時的に借り入れになっているんだろうと思うんですけども、味舌上財産区のほうで、実は地元の公民館の建て替えを計画をされていまして、これは一定多額の予算の支出ということになるんですね。今のこの中で、例えば財政的な面で、それが若干減るとということについて、一時借り入れをしているということに特に影響することはないのかということ、一点ちょっと聞いておきたいと思うんです。

それで、この基本的なことになります。この摂津市内では五つの財産区があります。財産区というのは、もともと市町村合併をするときの妥協の産物といえますか、地方自治法で認められた財産を管理するというだけの自治体として認められています。そのうちの四つが旧の三宅村に関連をした鶴野と太中と小坪井と乙辻という、もう一つは、味舌上という、味舌上町といっていますか、昔一つの村やったそうです。それ以外にも昔から摂津市内にたくさんの村があって、それぞれ財産があったと思うんですけども、財産区という形では残さずに、違う形で残されているというのでも聞いたことがあります。個人所有になっている、連名所有になっている分とかもあるということですけども、財産区になると固定資産税がかかりません。ところが、個人、また連名所有になると固定資産税がかかるということで、市としては、そういう税収入がもらえるということになるわけですけども、その辺の、なぜ五つだけ残って、あとは残らなかったのか。どんな形であとは残してあるのかとかいうか、摂津市内に残っているのかということ、これはきょう答弁できなかったら、また後日で

もいいですけど、一遍知りたいなというのが一つです。

それから、この補助金として、事業交付金として全体額を一旦、財産区に支出をして、残った分がまた不要額、残高として残るというシステムでやっています。そんな中でも、何でも使えるというわけではないですよ、決めた縛りがあると思うんですよ。その辺の規定、どういう使い方が可能なのかを教えてくださいたいと思います。

それから、最後に、将来の財産区のあり方についてどう考えられるのかということで、これは代々、世代が交代をしていって、これずっと永遠に財産区として残っていくということに考えていられるのか。どこかでやっぱり財産区と市が合併するということになる、市の所有物というふうになるわけです。一遍市としてどう考えられているか。また、全国的に財産区のありようを、例えばそういうところが実際にありますよということをつかんでられるとか。情報があれば合わせてお答えいただきたいと思います。

○三好義治委員長 北野次長。

○北野総務部次長 財産区の資金の活用、市の財政にとってどういう形で行ってきたのかというご質問にお答えいたします。

まず、平成22年度までは財産区財産のこの資金については、歳計現金が不足するときに、一般会計に、そこの部分に一時借入金として活用をさせていただいたという経過がございました。

次に、平成23年度に入りまして、平成23年度末の土地開発公社の簿価が21億6,900万円ございました。この21億6,900万円を維持していくには、いろんな形で資金手当をしております。一番大きなのは市中銀行からの借入れで、これになりますと当時の短期

プライムレートで1.475%、こういうような比較的非常に高い金利でもって、土地開発公社は土地を維持していたわけです。これによりまして簿価が大きく膨れ上がってきたというのが、過去の経過ではございました。

そこで、一定先ほど西川課長の答弁にもございましたが、平成23年度に最大12億3,900万円の資金を活用させていただきまして、これを土地開発公社が借り入れることによって、簿価を縮小できて、一定の規模まで抑えなければならぬというような手段として使わせていただいています。

財産区のほうから見ますと、今回の金利0.1%ということですが、通常の大口定期の金利を考えますと、大体0.04から0.05になりますので、財産区にとっても市中銀行に預けるよりも有利な金利で提供できると、お互いの利をとって、こういう活用をさせていただいたということですが、

○三好義治委員長 北野次長。土地開発公社の平成23年度の簿価額は12億円やけど、平成24年度で簿価額は精算されるような見込みになっていますね。その部分で今、財産区から借り入れる必要がないのかどうかという質問をされているので、そこを明確に答弁してください。

北野次長。

○北野総務部次長 平成24年度の当初予算及び第1号の補正予算におきまして、先ほど私が申し上げました21億6,900万円の簿価を、平成24年度の年度末にゼロに持っていくというような資金の手当て、地方債でありますとか、そういうことを活用しまして、現在やっております。

現在、公社の資金も一部借入れをいたしておりますが、少なくとも年度末に

においては、それが回収をされ、土地開発公社の財産区財産からの借り入れがゼロに近づくとということでございますので、市といたしまして、今後、財産区財産のこの資金の活用について、会計管理者とも十分協議しながら、また活用をしてまいりたいと考えております。

○三好義治委員長 西川課長。

○西川防災管財課長 1点目の財産区の収入について、市がどういうふうにかかわっているかということでございます。先ほど申し上げましたように、3件の物件につきまして、財産区の土地を収入として計上させていただいています。その3件につきましては、市のほうが直接、貸し付けする業者と契約を結びまして、その収入をいただいているという状況でございます。

イズミヤにつきましては、1年ごとの更新ということで、その更新に当たっては、その賃借料について議論させていただく機会がございます。また、それ以外についても、毎年の契約を結ぶという形なので、賃借料については、それぞれ見直す機会がございます。

続きまして、市内の財産区の五つの団体についての経過というんですか、その辺についてお話させていただきます。

もともと財産区はご存じのように江戸時代から集落に共同で使用されておりました田畑やため池、それから山林や寄り合い所、屯所などの建物、それから入会権や水利権などを含めた共有財産の管理を村落で行って、収益を村民に分けていたという経緯から由来します。

明治22年に市町村制度が施行されて、合併が進められましたが、なかなか市町村に一元化することができず、旧地区の住民に残されました。地方自治法は昭和23年に施行されたということで、財産

区の名称で従来の権利の範囲内で人格権が認められた財産区を行うことというふうに定められ、現在の財産区となっております。

現在の市のほうで、この事務を行っておりますのは、先ほどご説明あったように味舌上、それから太中、小坪井、乙辻、鶴野という五つの財産区になっております。この五つの財産区につきましては、市のほうで事務を行っているんで、それ以外につきましては、やはり地元のほうで個人の財産、それから当時の村の長老の名義になっている地区の会館というのが現在、実質、地区にあるというのは存じております。

それらがどういう経過によって、この五つの団体だけが財産区になったのかというのは、定かではございませんが、それ以外の団体につきましては、市に事務を渡すということについて、何らかの拒否される部分があったのかなと思っております。

続きまして、交付金としての財産区の使い方についてご説明させていただきます。財産区につきましては、それぞれ財産区が管理しております会館の修繕等が中心になっておりまして、財産区の建物関係、公民館や消防会館、屯所の施設の維持管理や、それから修繕等に費用が支出されております。また財産区が所有します公園や広場、それから財産区の防犯灯関係、それから財産区の消防管理関係、それから施設に属さない財産区の備品関係の支出に交付金を出すというふうになっております。

それから、将来の財産区のあり方についてご説明申し上げます。

財産区は、本来市町村に全て引き継がれるものを例外的に地区に所有権を認めたとという形でございますので、その財産

は徐々に、財産区の属する市町村へ溶け込んでいくような方向となるものと考えております。

全国的な動きというのは、今、手元に資料がございませんが、将来的には市町村に溶け込んでいくような、現実的に五つの財産区でございますが、味舌上財産区を除きまして歳入がございませんので、それぞれ会館を維持していくお金でずっと支出しておりますので、いずれ持っている財産というのは縮小傾向にありますので、それがいずれ市のほうに溶け込んでいくという形になるのではないかと考えています。

○三好義治委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 よくわかるんですけども、いつも感じるのは出初式のときに、ずっとこの消防団の消防車が整列しますけど、やっぱり財産区を持っているところは立派な消防車を買われていますし、屯所もちゃんとつくられているということで、これは公平性の面から、やっぱり財産区のあるところは、そういうふうな立派であるというか、ちゃんと設備なんかも整えることができるんやなということを実感するわけです。

そういう意味では、例えば、この1,300万円ですかの収入がある、こういうものについては、先ほど言われた会館は無理としても、消防車のそういう購入に優先的に使うとか、できるだけ公平なように消防団に使うとかいう形で、公平なようにできないんかなといつも感じるんです。かといって、財産区がなくなるということになったら、私はとても言えるような立場ではありませんから言えないんですけども、そういうことも念頭に入れて、財政の運営をお願いしたいということで要望としておきます。

○三好義治委員長 ほかにありませんか。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時33分 休憩)

(午前11時37分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治委員長 討論なしと認め、採決します。

認定第1号所管分について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好義治委員長 賛成多数。

よって本件は認定すべきものと決定しました。

認定第4号について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好義治委員長 全員賛成。

よって本件は認定すべきものと決定しました。

これで、本委員会を閉会します。

(午前11時38分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

総務常任委員長 三好義治

総務常任委員 南野直司